

3. 正会員の入会金及び会費に関する規程

第1条 一般社団法人日本環境衛生施設工業会（以下「本会」という。）定款第7条第1項の規定に基づき、総会において別に定める正会員の入会金及び会費を、別表のように定める。

第2条 別表に定める入会金及び会費は、本会から指示された日までに納入しなければならない。

附 則

この規程は、昭和54年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、定款第7条第1項に規定する手続きを経たものとみなし、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

<別 表>

入会金および会費額

入 会 金 300万円
会 費

会費の月額、基本額に加入分科会数及び会員会社の資本金の額により、それぞれ区分された額を加算した総合計額とする。

1. 基本額 会員会社1社あたり10万円
2. 加入分科会数
 - 1分科会 2万円
 - 2分科会 4万円
 - 3分科会 6万円
3. 会員会社の資本金の額
 - 5億円未満 2万円
 - 5億円から50億円未満 4万円
 - 50億円以上 6万円